

<報道発表資料>

平成23年10月17日

都市計画

第217回埼玉県都市計画審議会を開催します さいたま都市計画道路の変更についてなど10議案を審議します

埼玉県は、第217回の埼玉県都市計画審議会を開催します。実施概要は次のとおりです。

実施概要

- と き 平成23年10月24日（月） 午後4時から
- と こ ろ さいたま市浦和区仲町2-5-1
浦和ロイヤルパインズホテル 3階 ゴールドルーム
電話 048-827-1111
- 議 題 別記のとおり
(議第4948号から4957号の10議案)
- 傍聴の可否 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条各号に該当するため、埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案については傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。
- 傍聴定員 10名
- 受付方法 傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までに傍聴受付(2階 つつじの間)へお越しください。
なお、傍聴希望者が定員を超えている場合は開会の30分前の時点において抽選を行います。

(参考) この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関です。この法律の理念に基づき、私たちの住む埼玉という県土において、健全な県民の生活と生産活動を確保しつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図っています。

本審議会では、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和44年から調査審議しています。

- 問い合わせ先 埼玉県都市整備部 都市計画課 総務担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
Tel 048-830-5335 (直通)

第 2 1 7 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

議案番号	議 案 名	市町村	決定権者
4 9 4 8	さいたま都市計画道路の変更について	さいたま市	県
4 9 4 9	東松山都市計画道路の変更について	東松山市	県
4 9 5 0	川越都市計画道路の変更について	川越市	県
4 9 5 1	川越都市計画用途地域の変更について	川越市	県
4 9 5 2	富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業 の事業計画の変更に係る意見書について	富士見市	一
4 9 5 3	蓮田都市計画区域における産業廃棄物処理施設の 敷地の位置について	白岡町	県 (許可権者)
4 9 5 4	深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の 敷地の位置について	深谷市	県 (許可権者)
4 9 5 5	羽生都市計画区域における産業廃棄物処理施設の 敷地の位置について	羽生市	県 (許可権者)
4 9 5 6	川越都市計画区域における産業廃棄物処理施設の 敷地の位置について	川島町	県 (許可権者)
4 9 5 7	狭山都市計画区域における産業廃棄物処理施設の 敷地の位置について	狭山市	狭山市 (許可権者)

別記

【議案名】

議第 4 9 4 8 号 さいたま都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

さいたま市の都市計画道路 3・3・16 号田島大牧線及び 3・6・30 号浦和西口停車場線を次のように変更するものです。

3・3・16 号 田島大牧線

- ・枝線を廃止し、延長を約 8, 510 m から約 8, 460 m にする。

3・6・30 号 浦和西口停車場線

- ・駅前広場の形状を変更するとともに、面積を約 10, 900 m² から約 11, 600 m² にする。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第4949号 東松山都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

東松山市の都市計画道路3・5・13号第一小学校通線を次のように変更する
ものです。

3・5・13号 第一小学校通線

- ・一部区域の幅員を変更する。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第4950号 川越都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

川越市の都市計画道路3・4・15号新河岸駅前通線及び3・4・16号寺尾
大仙波線を次のように変更するものです。

3・4・15号 新河岸駅前通線

- ・名称を新河岸駅前通り線に変更する。
- ・終点を変更し、延長を約3,170mから約3,100mにする。
- ・車線数を2と決定する。
- ・駅前広場を決定する。

3・4・16号 寺尾大仙波線

- ・一部区域の幅員を変更する。
- ・車線数を2と決定する。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第4951号 川越都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

3・4・15号新河岸駅前通り線に新たに駅前広場を設置することから、商業その他の業務の利便を増進する区域を駅前広場周辺に集約するため、近隣商業地域を3・4・15号新河岸駅前通り線の沿道から駅前広場周辺に変更し、沿道部分を第二種住居地域に変更するものです。

変更前：第一種住居地域	(200/60)	約 2.8ha
近隣商業地域	(200/80)	約 4.2ha
変更後：第一種住居地域	(200/60)	約 1.7ha
第二種住居地域	(200/60)	約 2.8ha
近隣商業地域	(200/80)	約 2.5ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4952号 富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書について

[議案概要]

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業の事業計画を変更するにあたり、事業計画を平成23年2月15日から平成23年2月28日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、知事あてに1通1名の意見書の提出がありましたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第3項の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

[問い合わせ先]

都市整備部 市街地整備課 区画整理担当

直通番号 048-830-5381

【議案名】

議第4953号 蓮田都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

[議案概要]

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかを埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

- 1 敷地の位置 南埼玉郡白岡町大字篠津字立野 8 5 4 番 1、8 5 4 番 3、
1 1 0 0 番 1 3
- 2 敷地面積 1, 4 8 6. 4 6 m²
- 3 用途地域 工業専用地域
- 4 主要用途 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設
- 5 処理施設 破砕施設 1 基 (廃プラスチック類)
処理能力 1 7. 7 6 t / 日

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当

直通番号 0 4 8 - 8 3 0 - 5 5 1 9

【議案名】

議第 4 9 5 4 号 深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

[議案概要]

建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかを埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

- 1 敷地の位置 深谷市折之口字稜威ヶ原 2 0 0 7 番 1、3、7、2 0 0 8 番 1、
2 0 0 9 番 1、2 0 1 0 番 1、2 0 1 1 番 1、2 0 1 8 番、
2 0 1 9 番、2 0 2 0 番
- 2 敷地面積 5, 2 5 7. 9 7 m²
- 3 用途地域 工業専用地域
- 4 主要用途 産業廃棄物処理施設
- 5 処理施設 破砕施設 1 基 (廃プラスチック類)
処理能力 4 6. 0 0 t / 日

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当

直通番号 048-830-5519

【議案名】

議第4955号 羽生都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

[議案概要]

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかを埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

- 1 敷地の位置 羽生市大沼一丁目14番、15番、21番1、23番1、24番1
- 2 敷地面積 1,897.22㎡
- 3 用途地域 工業専用地域
- 4 主要用途 産業廃棄物処理施設
- 5 処理施設 破砕施設4基
破砕施設①
廃プラスチック類 処理能力： 9.60t/日
破砕施設②
廃プラスチック類 処理能力： 13.83t/日
破砕施設③
廃プラスチック類 処理能力： 10.56t/日
破砕施設④
廃プラスチック類 処理能力： 6.03t/日

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当

直通番号 048-830-5519

【議案名】

議第4956号 川越都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

[議案概要]

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかを埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

- 1 敷地の位置 比企郡川島町大字戸守字仙元前436番1、3、437番、2、442番2、4、472番4
大字長楽字関下628番、630番2、631番1
- 2 敷地面積 18,728.19㎡
- 3 用途地域 工業専用地域
- 4 主要用途 産業廃棄物処理施設
- 5 処理施設 破碎施設1基（廃プラスチック類）
処理能力387.74t/日

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当
直通番号 048-830-5519

【議案名】

議第4957号 狭山都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

[議案概要]

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかを埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

- 1 敷地の位置 狭山市広瀬台2丁目12番13

- 2 敷地面積 838.40 m²
- 3 用途地域 工業専用地域
- 4 主要用途 産業廃棄物処理施設
- 5 処理施設 脱水施設2基
- | | | |
|-------|------|--------------------------------|
| 脱水施設① | (汚泥) | 処理能力： 62.00 m ³ /日 |
| 脱水施設② | (汚泥) | 処理能力： 141.30 m ³ /日 |

[問い合わせ先]

狭山市 建設部 建築審査課 建築審査担当

電話番号 04-2953-1111 (内線2171)